

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	ピラトナガルにおける上水道改善計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	ピラトナガルにおける上水道改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,541,000千円 2028.12.31まで	2022.3.10 カトマンズ (同日)	日本側 大使 ネパール側 ル・ワラジニ財務省次官	2022.4.26 170号
ネパール	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	376,000千円 2030.12.31まで	2022.7.26 カトマンズ (同日)	日本側 ル臨時代理大使 ネパール側 ル・ワラジニ財務省次官	2022.8.19 297号
ネパール	クライノ東部地域における灌漑施設改修計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	クライノ東部地域における灌漑施設改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,256,000千円 2029.12.31まで	2022.9.21 カトマンズ (同日)	日本側 大使 ネパール側 ハリ・フシエカル財務省次官	2022.11.14 390号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。